

富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例の改正について

1 改正の趣旨

小規模企業者を取り巻く環境の構造変化が進む中で、地域の経済の安定化に果たす小規模企業の役割の重要性や、「成長発展」のみならず「事業の持続的発展」を小規模企業の振興の基本原則とした政策体系の必要性が高まったことを受け、国においては、平成25年6月に中小企業基本法が改正され、平成26年6月に「小規模企業振興基本法」が制定されました。

これらの法律の趣旨を踏まえ、小規模企業の持続的発展、小規模企業と多様な主体との連携及び協働、地域経済の活性化等に資する事業の促進、並びに小規模企業者の自主的な努力に関する規定を盛り込むとともに、併せて、経済社会情勢の変化に対応し、人材の育成及び就業の機会の創出に関する規定を拡充しました。

2 改正の概要

(1) 条例の題名を改める。

「富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する基本条例」

(2) 小規模企業の持続的な発展に関する基本理念の規定を加える。

第3条の2 小規模企業の持続的な発展は、小規模企業者の自主的な努力を促進することを旨として、就業の機会の提供、新たな産業の創出等に寄与する、地域の特色を生かした事業活動及び創造的な事業活動に資する事業環境が整備されることにより、推進されなければならない。

2 小規模企業の持続的な発展は、小規模企業者の地域における多様な主体との連携及び協働を促進することにより、推進されなければならない。

(3) 小規模企業者の努力義務規定を加える。

第5条の2 小規模企業者は、基本理念にのっとり、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の持続的な発展に取り組むよう努めるものとする。

(4) グローバル人材の育成及び伝統産業の後継者の育成に関する規定を加える。

第15条 県は、創業及び新事業の創出を志す人材、国際的な視野に立って事業を展開できる人材並びに事業の後継者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、技能者の育成及び技能の継承並びに伝統産業の後継者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(5) **U I Jターンの促進、女性の就業の機会の創出の観点を加える。**

第16条 県は、中小企業者を支える人材の確保を図るため、若者等の県内の中小企業への就業の促進、東京圏等からの就業の促進、女性の多様な就業の機会の創出に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(6) **地域の活性化及び地域住民の生活の向上等に資する小規模企業者の事業活動の促進に関する規定を加える。**

第16条の2 県は、小規模企業者が単独で又は共同して行う事業活動であって、地域の活性化又は地域住民の生活の向上及び交流の拡大に資するものの促進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

3 施行期日

平成27年3月18日